

小児慢性特定疾病医療費助成制度 更新申請のお知らせ

現在、お持ちの小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間は平成31年3月31日までです。
平成31年4月以降も引き続き医療費助成を希望される場合は、更新手続きが必要です。必ず有効期間内に更新申請を行ってください。

1 対象

現在受給されており、有効期間が平成31年3月31日までの方のうち、平成31年4月1日以降も引き続き医療費助成を希望される方

※ 対象年齢18歳未満（18歳に達する日にこの助成制度の対象となっており、引き続き治療が必要と認められた場合は20歳未満）

2 申請期限等

(1) 受付期間

平成31年2月1日（金）まで（郵送は消印有効）

(2) 新しい受給者証の交付時期

平成31年3月末頃（予定）

※ ただし、医療意見書の記載内容について医師に確認を要する場合、ご加入の医療保険に変更がある場合は、受給者証の交付が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 上記期限までに手続きできない場合

平成31年3月29日（金）まで更新申請していただけます。平成31年4月1日以降は更新申請できず、新規申請いただくこととなります（新規用の医療意見書が必要）。

また、改めて認定されるまでの間、医療費助成を受けられなくなります。

特に、受診者が満18歳に達している場合は、新規申請いただけませんので、ご注意ください。

3 申請及び問い合わせ窓口

保健所名	所在地	電話番号	所管市町村
山城北保健所	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
山城北保健所 綴喜分室	〒610-0331 京田辺市田辺明田1	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町

京都府健康福祉部こども総合対策課 TEL：075-414-4727

4 申請方法

被用者保険の方は、被保険者を申請者としてください。ただし、単身赴任等で別居の場合は、被保険者でない父母のいずれか、又は父母以外で受診者を保護する者を申請者とすることができます（受診者本人が被保険者の場合は父母のいずれか）。

国民健康保険の方は、父母のいずれかを申請者としてください。

(1) 申請書類 <申請者全員>

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書（同封）

■ 記入例を参考に必要事項を記載してください。

■ 複数の医療機関に受診を希望する場合は、医療機関欄にすべての医療機関の名称及び所在地をご記入ください。

■ 前回申請時に、個人番号（マイナンバー）を記載し、個人番号の確認と本人確認を受けた方で、受診者や申請者等に変更がない場合は、今回の更新申請において個人番号を記載する必要はありません。また、個人番号確認と本人確認ができる書類の提示も不要です。

■ 今回初めて個人番号を記載、又は、申請者等に変更があり従来と異なる個人番号を記載する場合は、書類提出時に、個人番号確認と本人確認ができる書類をご提示ください（※4ページ参照）。

② 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医療機関の指定医が作成）

■ 同封の「医療意見書の作成について（お願い）」を指定医療機関に提出し、医療意見書の交付を受け、提出してください（記載から3か月以内のもの）。

■ 同一疾病で複数の医療機関を受診されている場合は、主となる医療機関が作成した医療意見書のみご提出ください。

■ 複数の疾病で受給されている場合は、疾病ごとに医療意見書が必要です。

■ 新たな疾病を追加される場合は、その疾病に係る医療意見書が必要です。

③ 平成30年度（平成29年分所得）市町村民税課税証明書（市町村役場が発行）

■ 国民健康保険組合（土建国保・建設国保・医師国保・税理士国保等）にご加入の方及び申請時に個人番号を記載しない（個人番号確認と本人確認を受けない）方は、ご加入の医療保険に合わせて、以下のとおり課税証明書をご提出ください。

*被用者保険（協会けんぽ、企業の健保、共済など国民健康保険以外の保険）

…被保険者の課税証明書

*国民健康保険（国民健康保険組合、市町村国保）

…住民票同一世帯で同一医療保険に加入する者全員分（中学生以下は不要）

■ 既に平成30年度（平成29年分所得）市町村民税課税証明書を提出済みの方は、改めて提出する必要はありません。

■ 生活保護世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給世帯の方は、当該受給証明書を提出してください。

④ 受診者及び被保険者の健康保険証の写し

■ ご加入の医療保険に合わせて、以下のとおり写しをご提出ください。

*被用者保険（協会けんぽ、企業の健保、共済など国民健康保険以外の保険）

…受診者及び被保険者分

*国民健康保険（国民健康保険組合、市町村国保）

…住民票同一世帯の同一医療保険に加入する者全員分

■ 生活保護世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給世帯の方は、提出不要です。

⑤ 現在お持ちの受給者証の写し

⑥ 同意書（健康保険証に変更があった場合のみ）

■ ご加入の医療保険又は被保険者に変更がある場合のみお申し出ください。医療保険の種類により、別途書類が必要になることがありますので、事前にご相談ください。

⑦ 平成30年度療養生活のおたずね（同封）

(2) 添付書類 <該当者のみ>

① 年金、手当証書等の写し

■ 市町村民税が非課税で、障害（遺族）基礎年金（厚生年金、共済年金）等の公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を受給されている場合は、年金、手当の証書の写し又は支払（改定）通知書の写し等の金額が分かるものを提出してください。

② 自己負担上限額の特例に該当する場合は、それを証明する書類

次のいずれかの事項に該当する方は自己負担上限額の特例を受けることができます。申請を希望される場合には、該当事項に合わせて必要書類を添付してください。

(ア) 「高額かつ長期」に医療費を負担している方

過去1年間において、1か月の医療費総額（10割分）が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合は、自己負担上限額管理票の写し（該当する月分をすべて）又は領収書（診療明細が分かるもの）を提出してください。

(イ) 「重症患者」の基準に該当する方

重症基準に該当する場合は、指定医が記載した小児慢性特定疾病医療意見書別紙を提出してください。また、身体障害者手帳又は障害厚生年金証書をお持ちの方は、その写しも提出してください。

(ウ) 人工呼吸器等を装着されている方

人工呼吸器等を常時装着している場合又は体外式補助人工心臓等を使用している場合は、指定医が記載した小児慢性特定疾病医療意見書別紙を提出してください。

(エ) 同一世帯に複数の患者がおられる場合

同一世帯内（受診者と同じ医療保険に加入する世帯）内に、小児慢性特定疾病の患者が2人以上おられる場合や、特定医療費（指定難病）と小児慢性特定疾病の患者がおられる場合は、両者の医療受給者証の写し等確認できる書類を提出してください。

(3) その他

窓口に来所される時には、個人番号確認と本人確認ができる書類（※4ページ参照）の他、記載誤りの訂正等に備え、印鑑、現在お持ちの受給者証、自己負担上限額管理票をお持ちください。

ご不明な点や申請が遅れる場合は、必ず事前に保健所へご連絡願います。

5 月額自己負担上限額の決定について

更新申請が認定された場合は、所得状況に応じて、次のとおり自己負担上限額が決定されます。

階層	階層区分		患者負担割合：2割		
			月額自己負担上限額 (外来+入院+薬代+訪問看護)		
			一般	重症患者・ 高額かつ長期	人工呼吸器 装着者
I	生活保護		0		
II	市町村民税 非課税	低所得(～80万)	1,250	1,250	500
III		低所得(80万超～)	2,500	2,500	
IV	一般所得 I	市町村民税 課税以上7.1万円未満	5,000	2,500	
V	一般所得 II	市町村民税 7.1万以上25.1万未満	10,000	5,000	
VI	上位所得	市町村民税25.1万円以上	15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担 残りの1/2公費負担		

(単位:円)

※ 重症患者とは、重症患者認定基準に適合する者をいう。

※ 高額かつ長期とは、過去1年間において医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合をいう。

～申請書類の作成や準備等で、ご不明な点がある場合は保健所までお知らせください～

申請者の本人確認書類（「番号確認」及び「身元確認」）について

申請時に個人番号(マイナンバー)の記載及び個人番号が分かるものの提示が必要となる方

医療保険の種類	マイナンバーの記載や提示が必要な方
国民健康保険、国民健康保険組合（土建国保・建設国保・医師国保・税理士国保など）	『 <u>受給者</u> 』と、受給者と住民票同一世帯で <u>同じ医療保険に加入している方全員</u>
被用者保険（全国健康保険協会・企業健康保険組合・共済組合など）	『 <u>受給者</u> 』と、受給者の健康保険証に <u>被保険者</u> として記載されている方

申請者本人が 持参（原本を提示）又は 郵送（写しを提出）で提出する場合

1. 申請者の「番号確認」に必要な書類（以下のうちから1つ）

- 個人番号カード（裏面） 通知カード
 個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書

2. 申請者の「身元確認」に必要な書類

1点の提示で確認できるもの（顔写真の表示があるもの）

- 個人番号カード（表面） 運転免許証 旅券（パスポート）
 療育手帳 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳
 在留カード 特別永住者証明書
 その他官公署が発行・発給した書類等
 （氏名及び生年月日又は住所が記載され、提示時に有効なもの）

2点以上の提示が必要なもの（顔写真の表示がないもの） ※上記が困難な場合

- 公的医療保険の被保険者証（健康保険証） 年金手帳
 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書
 その他官公署が発行・発給した書類等
 （氏名及び生年月日又は住所が記載があり、提示時に有効なもの）

代理人が 持参 で提出する場合（申請者が父で、母が持参する場合等）

1. 代理権が確認できる書類

- 法定代理人の場合 …… 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類
 任意代理人の場合 …… 委任状

2. 代理人の「身元確認」に必要な書類

上記の『2. 申請者の「身元確認」に必要な書類』と同じで、代理人ご自身のものが必要となります。

3. 申請者本人の「番号確認」に必要な書類

上記の『1. 申請者の「番号確認」に必要な書類』と同じですが、写しでも構いません。

◆申請者以外で個人番号を記載しなければならない人の番号確認書類は「個人番号カード（画面）の写し」「通知カードの写し」「住民票（個人番号つき）の写し」のいずれかをご提示いただきます。